官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一〇）　一
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務一二〇）　三
〔法規的告示〕
○電気通信番号計画の一部を変更する件（総務三八六）　一四
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（同三八七）　三
○国立公園の公園事業を決定する件（環境四六）　三
○国立公園の公園事業を廃止する件（同四七）　三
○国立公園の公園事業を変更する件（同四八）　三
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六〇七）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七
会社その他
会社決算公告　八六

内閣官房令

○内閣官房令第十号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項、附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年十月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成二十五年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（内閣総理大臣に対する送付及び報告）	（内閣総理大臣に対する送付及び報告）
第四条　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。	**第四条**　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。
〔一～十七　略〕	〔一～十七　同上〕
十八　防災庁	十八　［同上］
十九　［略］	十九　［同上］
二十　［略］	二十　［同上］
二十一　［略］	二十一　［同上］
二十二　［略］	二十二　［同上］
二十三　［略］	二十三　［同上］
二十四　［略］	二十四　［同上］
二十五　［略］	［号を加える。］